



金 沢 市 公 報

号外第24号の2

令和4年(2022年)6月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢テクノパークにおける企業立地の促進に 関する条例施行規則の一部を改正する規則 (企業立地課)	2
●規 則		○金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 (介護保険課)	3
○金沢市市民センター設置規則の一部を改正する規則 (市 民 課)	1	○金沢市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (環境政策課)	4
○市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課)	1	●訓令甲	
○金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	1	○金沢市副市長事務分担規程の一部改正について (人 事 課)	4
○金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課)	2		

規 則

金沢市市民センター設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第44号

金沢市市民センター設置規則の一部を改正する規則

金沢市市民センター設置規則(平成13年規則第104号)の一部を次のように改正する。

第2条の表金沢市泉野市民センターの項を次のように改める。

金沢市泉野市民センター	金沢市泉が丘1丁目2番22号
-------------	----------------

附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第45号

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則(平成8年規則第40号)の一部を次のように改正する。

本則中「村山 卓」を「山田 啓之」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第46号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年規則第16号）の一部を次のように改正する。
 第7条の2第2号中「、収容されている場合」の次に「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第47号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第1項の表第8号の項中「平成34年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第48号

金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例施行規則（平成3年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「〔試験研究所という。〕」の次に「、同条第4号に規定する市長が別に定める工場（以下「特定製造工場」という。）」を加え、「同条第4号」を「同条第5号」に改める。

第3条及び第5条中「又は試験研究所」を「、試験研究所又は特定製造工場」に改める。

別表中

新規雇用事業者	高度技術工場、地域拠点工場又は試験研究所の操業開始日前90日から当該操業開始日後1年までの間（以下「対象期間」という。）に、本市の区域内に住所を有する者（以下「市内在住者」という。）を10人以上新規に雇用した者	を
---------	---	---

特定製造工場	次に掲げる要件を備えるものとする。 (1) 従業員の数が10人以上であること。 (2) 新設又は増設に係る床面積が1,000平方メートル以上であること。	に、
新規雇用事業者	高度技術工場、地域拠点工場、試験研究所又は特定製造工場の操業開始日前90日から当該操業開始日後1年までの間（以下「対象期間」という。）に、本市の区域内に住所を有する者（以下「市内在住者」という。）を10人（特定製造工場にあっては、5人）以上新規に雇用した者	

新規雇用事業者	対象期間内に新規に雇用した市内在住者の人数に50万円を乗じて得た額とし、その額は、1億円を限度とする。	を
---------	---	---

特定製造工場	次に掲げる額の合計額とし、その額は、2億円を限度とする。 (1) 土地の取得に要した経費の20パーセントに相当する額以内の額 (2) 地方税法第341条に規定する固定資産（土地を除く。）の取得に要した経費の5パーセントに相当する額以内の額	に
新規雇用事業者	高度技術工場、地域拠点工場、地域拠 対象期間内に新規に雇用した市内在住者の人数に50万円を乗じて得た額とし、その額は、1億円を限度とする。	

	点工場及び 試験研究所	
	特定製造工 場	対象期間内に新規に雇用した市内在住者の人数に20万円を乗じて得た額とし、その額は、4,000万円を限度とする。

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第49号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則（平成12年規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第3号及び様式第4号中

生年月日	年 月 日生
性 別	

を

「

生年月日	年 月 日生
------	--------

に改める。」

様式第5号及び様式第14号中

被保険者番号

を

介 護 保 険 被保険者番号

に、

「第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）のみ記入してください。

医療保険者名	医療保険被保険者 証記号番号	を
特 定 疾 病 名		

「

医療保険者名・ 保 険 者 番 号	医療保険被保険者 証記号番号枝番	に
特定疾病名（第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）のみ記入）		

」

改める。

様式第23号中

生年月日	年 月 日生
性 別	

を

生年月日	年 月 日生
------	--------

に改める。」

様式第23号の2中

生年月日	年 月 日生
性 別	

を

生年月日	年 月 日生
------	--------

に、

性別	生 年 月 日
	年 月 日生
	年 月 日生
	年 月 日生
	年 月 日生

を

生 年 月 日
年 月 日生
年 月 日生
年 月 日生
年 月 日生

に改める。

様式第23号の2の2中

性 別	
-----	--

を

--

に改

める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第50号

金沢市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市環境保全条例施行規則（平成10年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1その1の表第1項中「10平方メートル未満」及び「バーナーを使用するものにあつては、その」を削る。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第3号

庁 中 一 般

金沢市副市長事務分担規程（平成8年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

第2条第3号中「村山副市長」を「山田副市長」に改める。

令和4年(2022年)6月22日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄